

施設敷地緊急事態における 住民防護措置に関する資料(ひな型) 【伊方地域版】

＜作成事例＞

本資料は、施設敷地緊急事態における防護措置を緊急時に円滑に判断・実施することができるよう、「伊方地域の緊急時対応」(改定 平成31年2月12日版) (以下、「緊急時対応」という。)から関連箇所を抜粋した「ひな型」である。

1

【有事におけるひな型の使い方】

ERC⇒OFC又は県本部への要請を受けて、「状況確認」及び「内容修正」を行う

※状況確認を依頼した主体が、必要に応じて「内容修正」(調整も含む)を行う

＜構成＞

大項目	中項目	該当頁
防護措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者がとるべき措置 ・PAZ内住民がとるべき措置 ・UPZ内住民がとるべき措置 	P2～3
対象施設及び対象者数	<ul style="list-style-type: none"> ・PAZ及び予防避難エリアの対象施設及び対象者数 	P4
避難の実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態における避難の実施計画(概要) ・PAZ及び予防避難エリアから避難先までの主な経路 ・学校、保育所の避難先・避難経路 ・医療機関の避難先・避難経路 ・社会福祉施設の避難先・避難経路 ・在宅の避難行動要支援者の避難先・避難経路 ・一時集結所までのバス配車経路 ・移動手段の確保状況 ・安定ヨウ素剤の緊急配布 ・PAZ及び予防避難エリア住民がとるべき措置に関する留意事項 	P4～17
対象住民への周知	対象住民への周知にあたっての考慮事項	P18

PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者がとるべき措置

四国電力株式会社伊方発電所のPAZ(伊方地域及び瀬戸地域(足成、佐市))及び予防避難エリア(瀬戸地域(足成、佐市以外)及び三崎地域)における、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象(対象者数 ●人)

- ✓ 学校・保育所の児童等
- ✓ 在宅の避難行動要支援者
- ✓ 社会福祉施設の入所者
- ✓ 医療機関の入院患者

<避難等に際しての基本的考え方>

- PAZ及び予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設以外の対象者については、松前町の避難経路所(松前公園)への避難を実施。
- 医療機関については愛媛県が調整する避難先に避難を実施。
- 社会福祉施設については、自施設の避難計画で定めた避難先に避難を実施。
- 施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難により健康リスクが高まる者については、近隣の放射線防護施設(又は自施設内)に移動し、屋内退避を実施。その上で、施設敷地緊急事態要避難者の容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を実施。

2

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 本資料P.4以降の内容をもとに、愛媛県災害対策本部(以下「県本部」という。)が内容修正
- 緊急時対応では、以下の事態が発生した場合の方針を記載。下記以外の不測事態が発生した場合には、状況にあわせて立案が必要

<予防避難エリアにおける状況に応じた対応：P.49に記載>

- * ケース1(陸路避難)：P.50~64に記載
- * ケース2(瀬戸地域：陸路避難、三崎地域：海路避難)：P.65~87に記載
- * ケース3(海路避難)：P.88~108に記載
- * ケース4(屋内退避)：P.109~116に記載
- * 予防避難エリアの避難経路(全ケース)：P.61~63に記載
(※伊方地域の避難経路はP.42に記載)
- * 大分県関係：P.86~87に記載

<その他複合災害における対応>

- * 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策：P.36に記載
- * 台風時などにおけるPAZ及び予防避難エリアの対応：P.35に記載
- * 自然災害等により屋内退避が困難となる場合のUPZの対応：P.139に記載
- * PAZ(予防避難エリア)及びUPZにおける複合災害時の対応の概要：愛媛県広域避難計画<参考資料-17>に記載

PAZ内の一般住民、UPZ内住民がとるべき措置

【PAZ】

- 四国電力(株)伊方発電所のPAZ及び予防避難エリアにおける、住民(施設敷地緊急事態要避難者を除く)を対象に、避難準備を要請(対象:●人)

【UPZ】

- 四国電力(株)伊方発電所のUPZ(予防避難エリアを除く)における、全ての住民を対象に屋内退避準備を要請(対象:愛媛県6市町●人、山口県1町●人)

3

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 本資料P.4以降の内容をもとに、愛媛県災害対策本部(以下「県本部」という。)が内容修正
- 緊急時対応では、以下の事態が発生した場合の方針を記載。下記以外の不測事態が発生した場合には、状況にあわせて立案が必要

<予防避難エリアにおける状況に応じた対応:P.49に記載>

- * ケース1(陸路避難):P.50~64に記載
- * ケース2(瀬戸地域:陸路避難、三崎地域:海路避難):P.65~87に記載
- * ケース3(海路避難):P.88~108に記載
- * ケース4(屋内退避):P.109~116に記載
- * 予防避難エリアの避難経路(全ケース):P.61~63に記載(※伊方地域の避難経路はP.42に記載)
- * 大分県関係:P.86~87に記載

<その他複合災害における対応>

- * 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策:P.36に記載
- * 台風時などにおけるPAZ及び予防避難エリアの対応:P.35に記載
- * 自然災害等により屋内退避が困難となる場合のUPZの対応:P.139に記載
- * PAZ(予防避難エリア)及びUPZにおける複合災害時の対応の概要:愛媛県広域避難計画<参考資料-17>に記載

避難の対象施設数及び対象者数

区分	PAZ						
	伊方地域			瀬戸地域(足成、佐市)			合計
	施設数	対象者	うちリスクが高まる者	施設数	対象者	うちリスクが高まる者	対象者
学校	●施設	生徒:●人 (支援者:●人)	—	—	—	—	●人 (支援者●人)
保育所	●施設	児童:●人 (支援者:●人)	—	—	—	—	●人 (支援者●人)
医療機関	—	—	—	—	—	—	—
社会福祉施設	●施設	入所者:●人 (職員:●人)	入所者:●人 (職員:●人)	—	—	—	●人 (職員●人)
在宅の 避難行動要支援者	—	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者:●人 (支援者:●人)	—	対象者:●人 (支援者:●人)	—	●人 (支援者112人)
合計	●施設	対象者等:●人 (支援者:●人)	対象者等:●人 (支援者等:●人)	—	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者:●人 (支援者:●人)	●人 (支援者等●人)

区分	予防避難エリア						
	瀬戸地域(足成、佐市以外)			三崎地域			合計
	施設数	対象者	うちリスクが高まる者	施設数	対象者	うちリスクが高まる者	対象者
学校	●施設	生徒:●人 (支援者:●人)	—	●施設	生徒:●人 (支援者:●人)	—	●人 (支援者●人)
保育所	●施設	児童:●人 (支援者:●人)	—	●施設	児童:●人 (支援者:●人)	—	●人 (支援者●人)
医療機関	●施設	入院患者:●人 (職員:●人)	入所者:●人 (職員:●人)	—	—	—	●人 (職員●人)
社会福祉施設	●施設	入所者:●人 (職員:●人)	入所者:●人 (職員:●人)	●施設	入所者:●人 (職員:●人)	入所者:●人 (職員:●人)	●人 (職員●人)
在宅の 避難行動要支援者	—	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者:●人 (支援者:●人)	—	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者:●人 (支援者:●人)	●人 (職員●人)
合計	●施設	対象者等●人 (支援者:●人)	対象者等:●人 (支援者等:●人)	●施設	対象者:●人 (支援者:●人)	対象者等●人 (支援者等:●人)	●人 (支援者等●人)

※ ()のは、各対象者の支援者、引率者数を示す。⁴

緊急時対応を基に集計。伊方町災害対策本部(以下「町本部」という。)からの情報を基に各数値を修正。

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

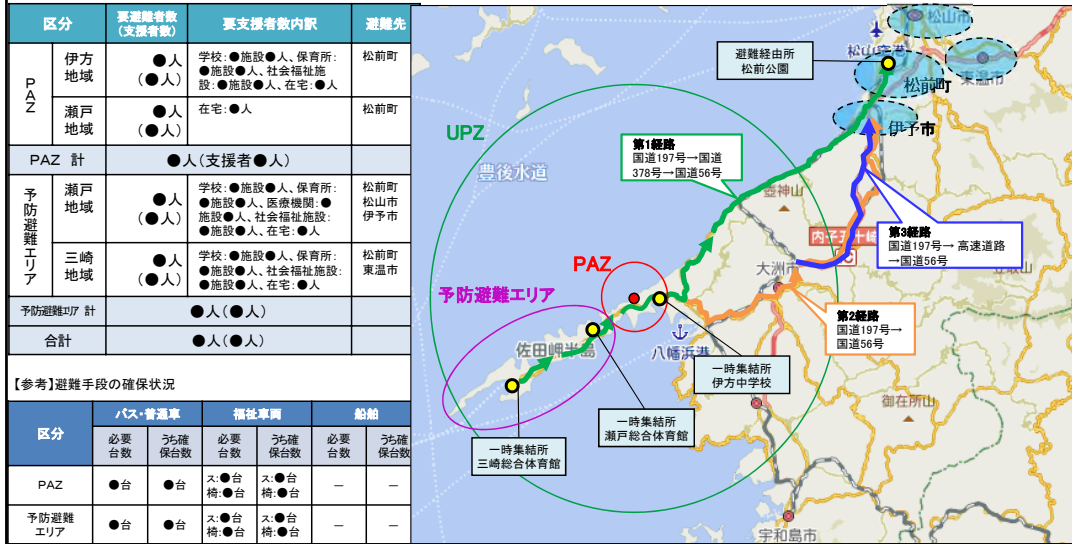
- 愛媛県が確認する事項
 - 施設敷地緊急事態要避難者(学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者)の人数及び支援者の人数

施設敷地緊急事態における避難の実施計画

- 伊方町のPAZ内の施設敷地緊急事態用避難者(以下「要避難者」という。)は、陸路にて松前町へ避難。
- 伊方町の予防避難エリアの要避難者は、陸路にて松前町及び避難先施設(松山市、東温市、伊予市)へ避難。
- 要避難者のうち、入院患者(瀬戸診療所)は、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザー等の助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、自施設又は近隣の放射線防護施設にて屋内退避。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては、緊急配布場所(一時集結所)において緊急配布を実施。
- 予防避難エリアを除くUPZ市町については、屋内退避の準備を実施。

○施設敷地緊急事態要避難者及び支援者数

○避難先・避難ルート概要

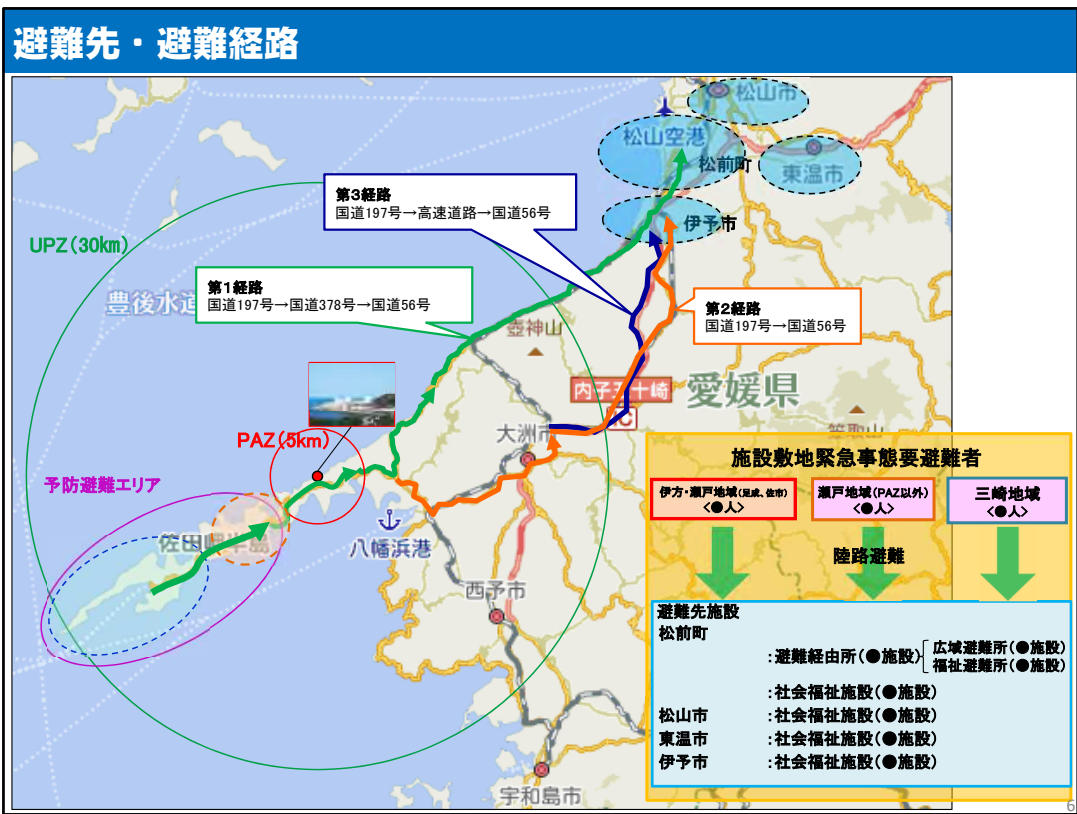


本資料P5~14を基に作成。概要版としても使用可能。

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

● 愛媛県が確認する事項

- バス集合場所の使用可否、可の場合には開設準備状況
- 避難経路の使用可否、可の場合には開設準備状況
- 避難先の使用可否、可の場合には開設準備状況
- 計画変更が必要な場合は、県本部が立案。その際、町本部との協議が必要。



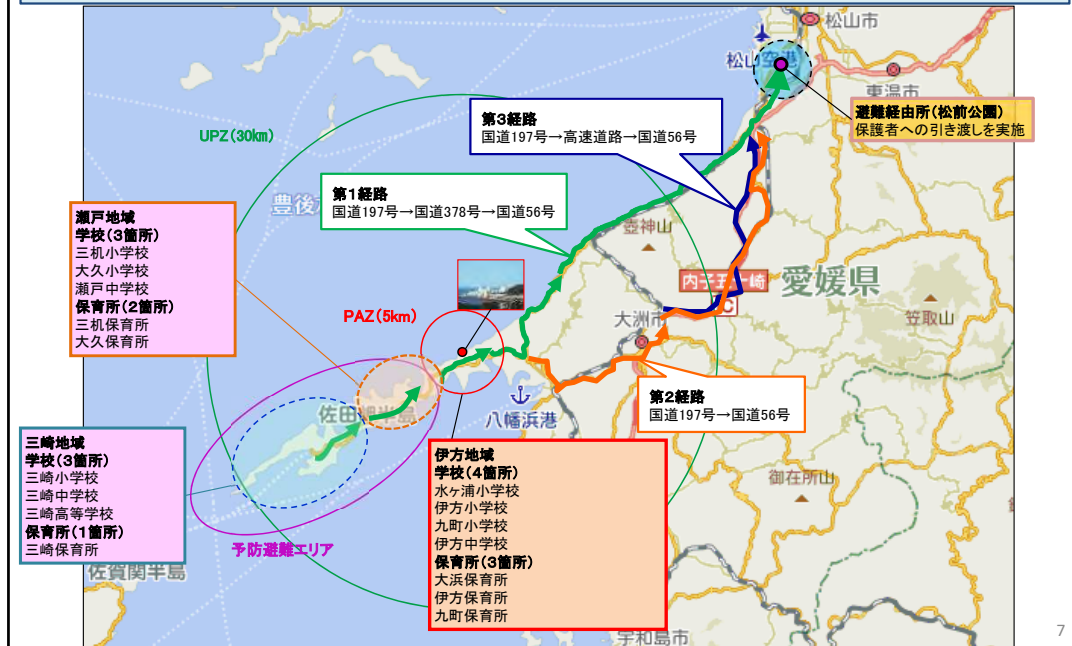
緊急時対応P.64を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - 伊方町外の避難経路のうち国管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
- NEXCOが確認する事項
 - 伊方町外の避難経路のうちNEXCO管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
- 愛媛県が確認する事項
 - 伊方町内外の避難経路のうち県管理道路に関する通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
- 伊方町が確認する事項
 - 伊方町外への避難経路につながる町内避難経路通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
- 道路の被災状況を勘案し避難経路を選択
- 全ての経路が使用可能な場合は第1経路を選択
- 全ての避難経路が使用できない場合は、その他の経路又は海路、空路避難について県本部が立案。その際、町本部との協議が必要。

学校・保育所の避難先・避難経路

- ▶ 保育所については、警戒事態になった時点で保護者に引き渡し。引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態で最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童、生徒とともに行動。
- ▶ 学校については、バス等で一時集結所(伊方中学校体育館、瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)に移動し、バス等で避難経路(松前公園)に移動した後、保護者に引き渡し。



緊急時対応を基に作成

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 伊方町が確認する事項
 - ・ 各学校及び保育所の被災状況
 - ・ 避難対象者の人数及び支援者の人数
 - ・ 各一時集結所の使用可否、可の場合には開設準備状況
- 愛媛県が確認する事項
 - ・ 避難先(兼避難経路)の使用可否、可の場合には開設準備状況
- 計画変更が必要な場合は、県本部が立案。その際、町本部との協議が必要。

医療機関の避難先・避難経路

- 医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



8

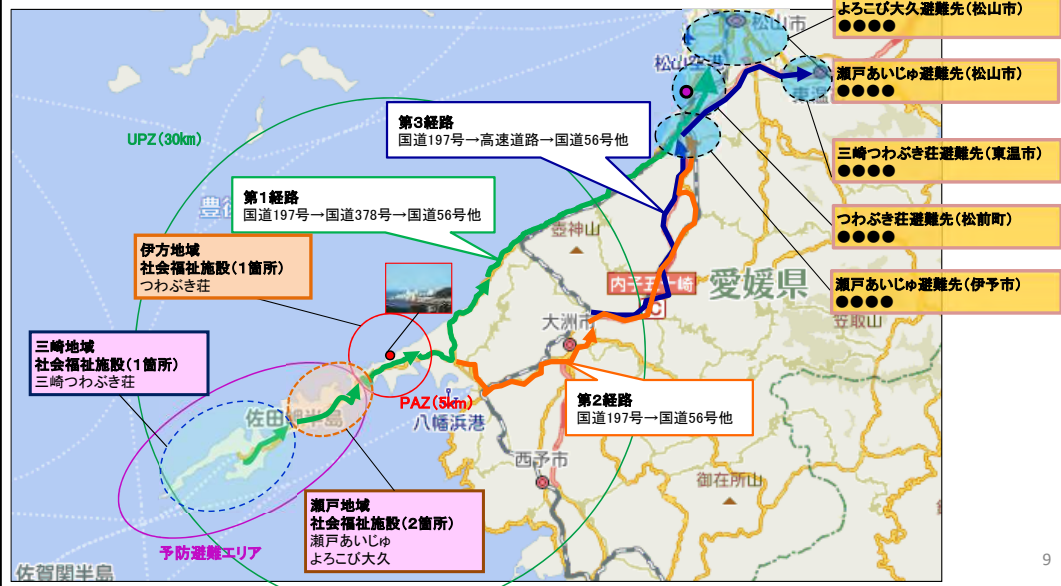
緊急時対応を基に作成

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 伊方町が確認する事項
 - 避難元医療機関の被災状況
 - 避難対象者及び支援者の人数
 - 避難により健康リスクが高まる者の状況
- 愛媛県が確認する事項
 - 緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け医療機関の受け入れ候補先を選定
- 計画変更が必要な場合は、県本部が立案。その際、町本部との協議が必要。

社会福祉施設の避難先・避難経路

- ▶ 社会福祉施設は全施設個別避難計画を策定しており、原則計画に従い避難。
- ▶ 通所施設は警戒事態になった時点で家族へ引き渡しを実施中。家族への引き渡しができない者については、施設敷地緊急事態になった場合、職員と一緒に避難経由所(松前公園)等に避難し、家族に引き渡す。
- ▶ 入所系社会福祉施設は、あらかじめ決められた30km圏外の避難先施設へ避難。
- ▶ 避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設もしくは近隣施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



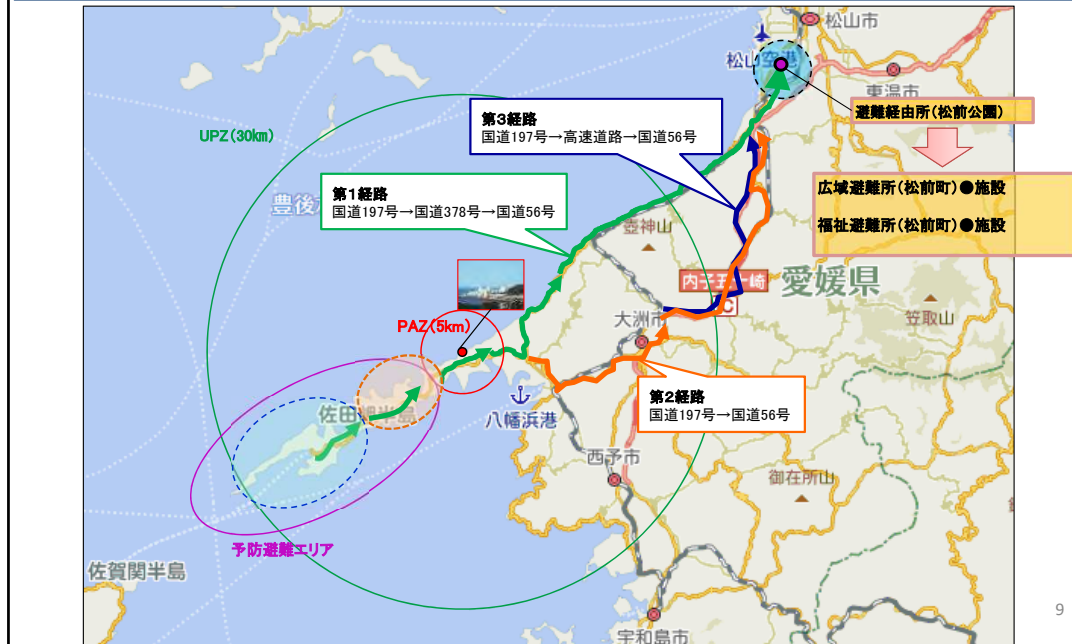
緊急時対応を基に作成

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 伊方町が確認する事項
 - 避難元社会福祉施設の被災状況
 - 避難対象者及び支援者の人数
 - 避難により健康リスクが高まる者の状況
 - 避難先社会福祉施設の受入れ可否
- 計画変更が必要な場合は、県本部が立案。その際、町本部との協議が必要。

在宅の避難行動要支援者の避難先・避難経路

- ▶ 在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両で直接避難経路所(松前公園)へ避難。車両で直接避難経路所に移動できない者は、一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)からバスで避難。
- ▶ 避難により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。



緊急時対応P43を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 伊方町が確認する事項
 - ・ 各集会所の使用可否、可の場合には開設準備状況
 - ・ 避難対象者及び支援者の人数
 - ・ 避難により健康リスクが高まる者の状況
- 愛媛県が確認する事項
 - ・ 避難先(兼避難経路所)の使用可否、可の場合には開設準備状況
- 計画変更が必要な場合は、県本部が立案。その際、町本部との協議が必要。

一時集結までのバスの配車経路 PAZ（伊方、瀬戸地域（足成、佐市））

- ▶ 自家用車で松前町の避難経路所（松前公園）へ避難が困難な場合は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は県が配車した町内移動用車両で、一時集結所（伊方中学校）へ移動。



緊急時対応P42を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 伊方町が確認する事項
 - 伊方町外への避難経路につながる町内避難経路通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
- 計画変更が必要な場合は、町本部が立案。その際、県本部との協議が必要。

一時集結所までのバスの配車経路 予防避難エリア（瀬戸地域（PAZ以外））

- ▶ 自家用車で移動が出来る住民は、自家用車で一時集結所（瀬戸総合体育館）に集合し、安定ヨウ素剤の緊急配布を受け、松前町の避難経由所（松前公園）へ避難。
- ▶ 自家用車で移動が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町が配車した町内移動用車両で、一時集結所（瀬戸総合体育館）へ移動のうえ、安定ヨウ素剤の緊急配布を受け、松前町の避難経由所（松前公園）へ避難。



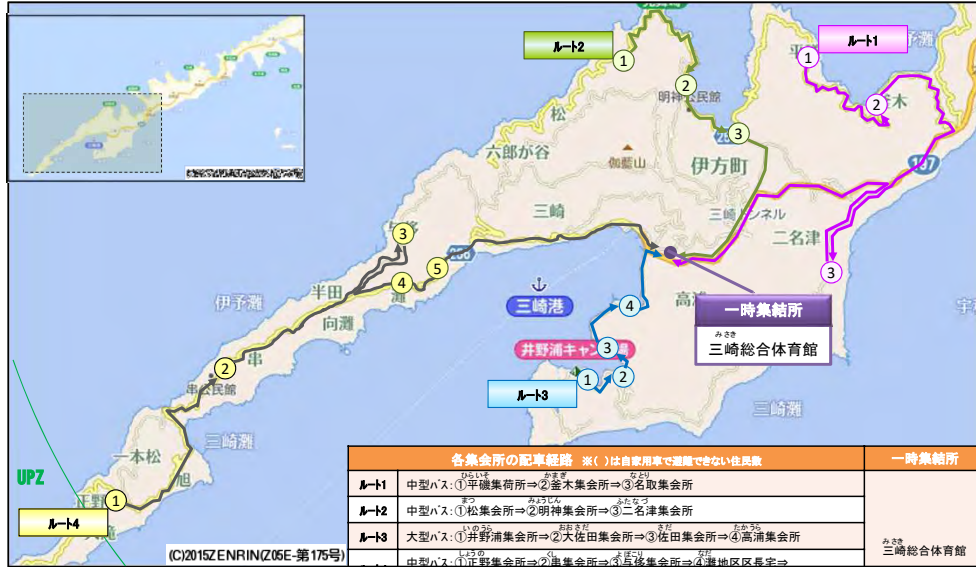
緊急時対応P61を加工。海路避難となった場合は緊急時対応P62を基に作成すること。

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 伊方町が確認する事項
 - ・ 伊方町外への避難経路につながる町内避難経路通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
- 計画変更が必要な場合は、町本部が立案。その際、県本部との協議が必要。

一時集結所までのバスの配車経路 予防避難エリア（三崎地域）

- ▶ 自家用車での移動が出来る住民は、自家用車で一時集結所（三崎総合体育館）に集合し、安定ヨウ素剤の緊急配布を受け、松前町の避難経由所（松前公園）へ避難。
- ▶ 自家用車での移動が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町が配車した町内移動用車両で、一時集結所（三崎総合体育館）へ移動のうえ、安定ヨウ素剤の緊急配布を受け、松前町の避難経由所（松前公園）へ避難。



13

緊急時対応P63を加工

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 伊方町が確認する事項
 - 伊方町外への避難経路につながる町内避難経路通行不能箇所の有無、有の場合には具体的な地点、影響の範囲及び復旧目処
- 計画変更が必要な場合は、町本部が立案。その際、県本部との協議が必要。

移動手段の確保状況											
> 避難に必要な手段(車両、船舶、航空機)必要数、確保数及び不足数については、下記の表のとおり。 > PAZ及び予防避難エリアにおいて不足している車両については、「原子力災害時の人員等の「輸送に関する覚書」に基づき、愛媛県バス協会に手配を依頼し確保済み。●月●日●時●分に配備完了。											
移動手段区分	伊方地域			瀬戸地域			三崎地域			合計	
	必要数	確保済数	不足数	必要数	確保済数	不足数	必要数	確保済数	不足数		
	手配状況			手配状況			手配状況				
車両	バス 【要請先:愛媛県バス協会】	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	必要 ●台	
											確保 ●台
											不足 ●台
	車椅子 【要請先:〃】	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	必要 ●台
											確保 ●台
											不足 ●台
	ストレッチャー 【要請先:〃】	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	●台	必要 ●台
											確保 ●台
											不足 ●台
船舶 【要請先:〃】	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	必要 一隻	
										確保 一隻	
										不足 一隻	
航空機 【要請先:〃】	一機	一機	一機	一機	一機	一機	一機	一機	一機	必要 一機	
										確保 一機	
										不足 一機	

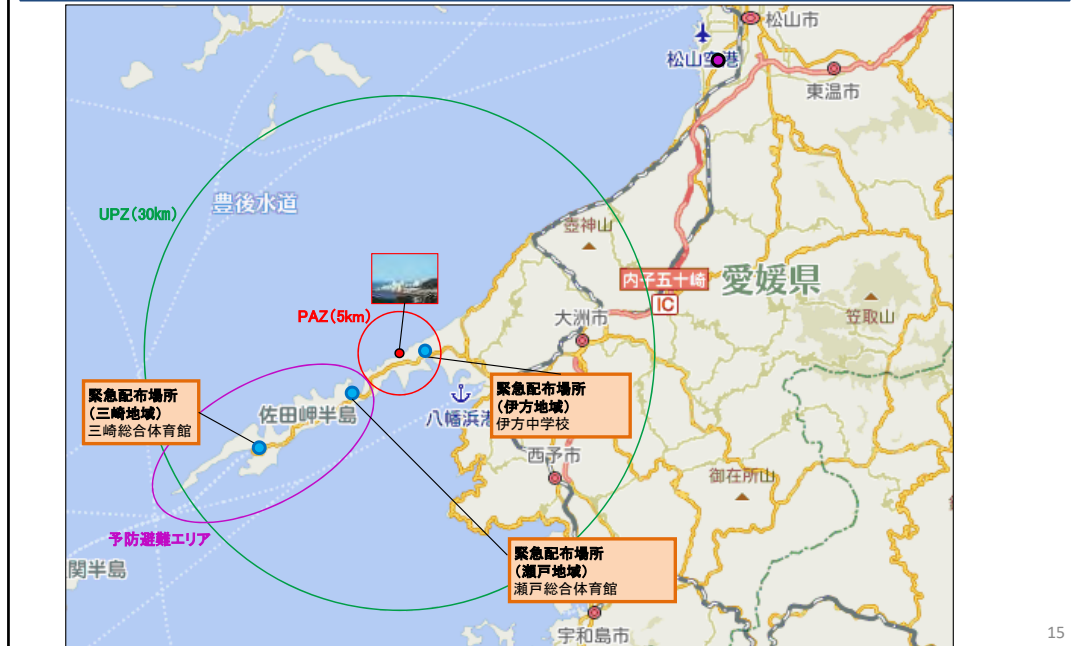
緊急時対応を基に作成

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - 県内で輸送手段を確保できない場合や、自然災害等により避難経路の途絶等の不測事態に備えた準備
- 愛媛県が確認する事項
 - バスの調達可能台数、乗車場所・避難経路・輸送先
 - バスによる円滑な避難のための措置(運転手の放射線防護対策、給油体制の確保等)
- 愛媛県バス協会にて必要な車両が確保できない場合には、緊急時対応に基づき、国交省(他県バス協会等)及び実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

安定ヨウ素剤の緊急配布

- 全面緊急事態の安定ヨウ素剤の服用指示に備え、PAZのうち事前配布できていない施設敷地緊急事態要避難者及び予防避難エリアの施設敷地緊急事態要避難者に対し、緊急配布場所である各一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)において安定ヨウ素剤の配布を行う。



緊急時対応を基に作成

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 伊方町が確認する事項
 - ・ 一時集結所での安定ヨウ素剤の緊急配布可否、可の場合には準備状況
 - ・ 自家用車避難者に対する安定ヨウ素剤の配布場所(最寄りの一時集結所)
 - ・ 医師や薬剤師等の派遣の可否
- 計画変更が必要な場合は、町本部が立案。その際、県本部との協議が必要。

留意事項①

①PAZ及び予防避難エリアの避難

- 避難の実施に当たり、留意すべき事項があれば記載

②避難を円滑に行うための対応策

- 車両による避難を円滑に行うため、愛媛県警察本部等による主要交差点での交通整理、避難誘導・交通規制用自動制御告知板等を活用した広報等の交通対策を行うほか、愛媛県及び関係市町等においても道路情報の広報や誘導を行う職員の配置を連携して実施する。

③避難所及び福祉避難所の開設準備状況

- 愛媛県松前町の13か所の避難所(避難経由所含む)及び9か所の福祉避難所は、**開設準備中**／**開設中**。

16

「②避難を円滑に行うための対応策」: 緊急時対応P.44を基に作成

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認等する事項
 - ①の立案
- 愛媛県が確認等する事項
 - ②の実施可否確認、可の場合は準備状況
- 伊方町が確認する事項
 - ②の実施可否確認、可の場合は準備状況
 - ③の状況確認〔再掲〕
- ①の記載内容確認、必要に応じて修正
- ②の記載内容修正
- ③の記載内容修正

留意事項②

④避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 避難先の避難所で必要となる物資は、愛媛県、受入市町の行政備蓄を活用するとともに、愛媛県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄を避難所に供給するほか、避難先における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資(毛布、緊急セット等)を、愛媛県トラック協会等の協力を得て、避難経路所及び避難所に搬送する。
- 愛媛県及び避難先自治体が備蓄している物資が不足する場合、愛媛県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待つとまがないと認められた場合等、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。
- ガソリン、その他燃料については、避難経路上及び避難所周辺にある災害対応型中核給油所等において、避難車両への優先給油を行うとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、燃料関係省庁(経済産業省)を通じ、製油所・油槽所から災害対応型中核給油所等への優先供給を行う。

17

「④避難先で必要となる物資・燃料の確保状況」: 緊急時対応P.150~156を基に作成

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - 3ポチ目、4ポチ目の記載内容
- 愛媛県が確認する事項
 - 1ポチ目及び2ポチ目の記載内容
- 計画変更が必要な場合は県本部が立案。その際、国、県、伊方町との協議が必要。

対象住民への周知にあたっての考慮事項

- 避難等の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
 - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール、臨時災害放送局(FM放送)等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
 - ✓ 現在、放射性物質は放出されていないため、伊方町の指示に従い、落ち着いて行動すること。
 - ✓ 避難の際は、食料や飲料水等、避難生活に必要な物資を携行すること。
 - ✓ 避難することにより、かえってリスクが高まると考えられる避難行動要支援者は、放射線防護施設に屋内退避し、十分な準備が整った段階で避難を開始すること。
 - ✓ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。

18

【有事において、上記のひな型に基づき行うべき事項等】

- 国が確認する事項
 - 記載内容全体
- 県が確認する事項
 - 記載内容全体
- 伊方町が確認する事項
 - 記載内容全体
- 国、県、伊方町から意見等があった場合や計画変更を行った場合には、必要に応じて修正